

岡山県屋外広告物条例一部改正の概要

1 条例改正の経緯

県では屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止等の観点から、屋外広告物の規制を行っています。

近年、老朽化等により屋外広告物が落下・倒壊する事故が発生し、国の屋外広告物条例ガイドラインが安全点検を有資格者で行うよう改正されています。

このため、有資格者による点検を義務付けるなどの条例及び規則の改正を行ったものです。

2 改正の概要

(1) 点検の義務化

これまで点検の義務付けのなかった面積の小さな看板なども含め、全ての屋外広告物について点検を義務付けます。

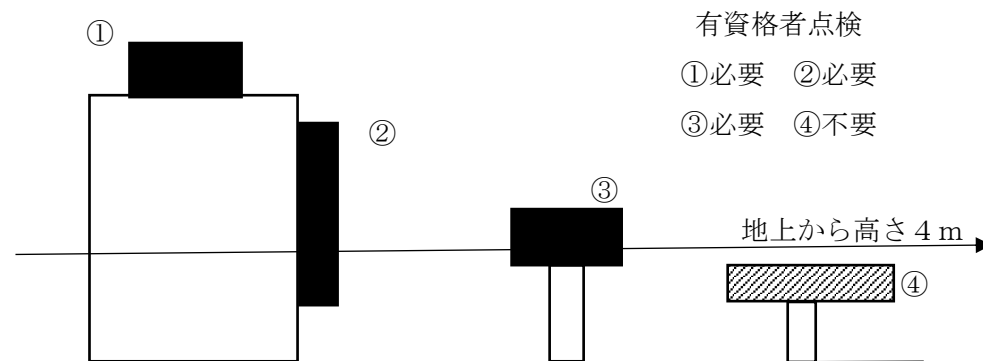
※屋外広告物を設置する者や所有する者は許可の要否に関わらず、点検を行う必要があります。

(2) 有資格者による点検

地上から広告物又は掲出物件の上端の高さが4 mを超えるものについては、有資格者による点検を義務付けます。

※建築物の壁面に直接塗装されたもの・はり紙等は除きます。

<対象となる物件のイメージ>



<有資格者>

- ①屋外広告士
- ②屋外広告物点検技能講習修了者
- ③建築士（1級、2級）
- ④特定建築物調査員
- ⑤一級建築施工管理技士
- ⑥一級電気工事施工管理技士
- ⑦電気主任技術者（1～3種）

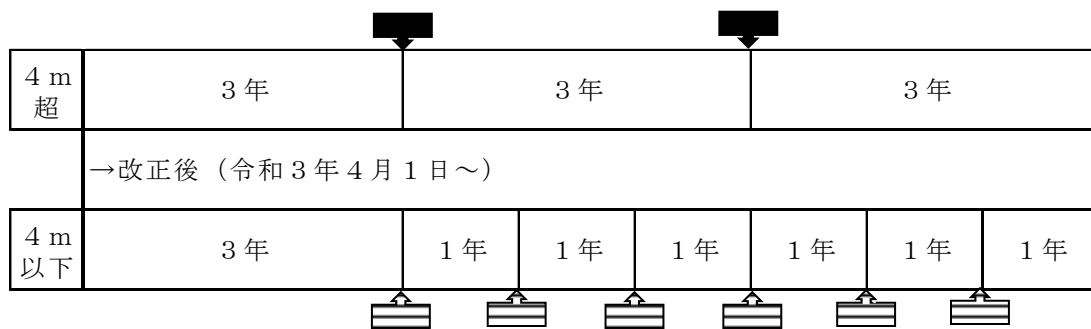
※⑤～⑦：自治体が開催する屋外広告物講習会の受講者に限ります。

(3) 許可期間の変更

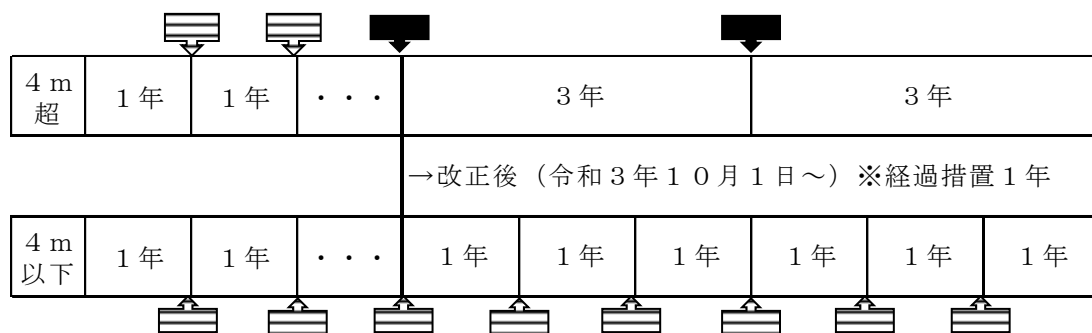
現在の許可期間は1年としていますが、新設物件及び有資格者点検を実施した物件については安全性が確保されることから許可期間を3年とします。

3 各物件の許可期間と点検方法

<新設物件>



<更新物件>



※ : 自己点検 : 有資格者点検（更新時に点検結果を添付）

※新設物件：当該広告物を新たに設置し、新たに許可を受けるもの。
更新物件：許可を受けている物件であり、許可期間が満了するもの。

<留意事項>

- ・ 4 m以下の物件についても、有資格者点検を実施し、4 mを超える物件と同様の許可手続き（許可期間3年）とすることができます。
- ・ 許可更新の申請前3ヶ月以内に点検を実施し、点検結果の報告を行ってください。
- ・ 有資格者点検は、国が示している「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」により、実施してください。
- ・ 許可期間が3年となる物件については、許可期間中も1年に1回以上自己点検を実施し、当該点検結果を次回の許可更新時まで保管してください。
- ・ 既設物件（既存の広告物等に広告板を追加するものなど）の新規許可は更新物件に準じます。
- ・ 許可手数料の改定はありません。

4 施行期日

令和3年 4月1日 一部施行（新設物件の許可期間1年→3年）
10月1日 施行（有資格者点検の義務化）

※経過措置：施行から1年間は、従前の点検方法によることが可能です。

令和4年10月1日 完全施行